

## ふるさと三戸を離れて学ぶ大学生等応援のための特産品贈呈事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、三戸町出身の大学生等を対象として、学業の継続への支援と、ふるさと三戸に対する郷土愛と誇りの醸成を目的に、ふるさと三戸の特産品を贈呈する事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学生等 三戸町奨学金貸付条例（昭和49年三戸町条例第11号）第3条第1項に規定する学校（高等学校及び大学の通信制課程を除く。）に在学している者をいう。
- (2) 保護者 大学生等の保護者の父母、祖父母、養父母等の親権者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する里親等をいう。
- (3) 申請者 保護者、未成年後見人、成年後見人又は18歳以上の大学生等本人をいう。
- (4) ふるさと三戸からの特産品 町内で生産・加工された特産品又は三戸にゆかりのある特産品をいう。

### (事業主体)

第3条 この事業の実施主体は、三戸町（以下「町」という。）とする。ただし、町は、適切な事業運営が確保できると認められる民間事業者等に対し、申込受付及び贈呈の決定を除く事業の一部を委託することができる。

### (対象)

第4条 特産品の贈呈対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する大学生等とする。

- (1) 平成12年4月2日以降生まれで、中学校卒業時、町内に住所を有していたこと。
- (2) 令和8年4月1日現在において、町外に住民登録していること。
- (3) 令和8年4月1日現在において、保護者が町内に住所を有していること。
- (4) 「三戸町暮らし応援！物価高騰対策商品券（令和8年3月送付）」の送付対象となっていないこと。

### (特産品の贈呈)

第5条 町は、予算の範囲内においてふるさと三戸からの特産品を大学生等1人1回に限り贈呈するものとする。

### (申請)

第6条 申請者は、ふるさと三戸からの特産品申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 学生であることを証明する書類（学生証の写し又は在学証明書）
- (2) 本人確認書類の写し（保護者等が申請する場合）
- (3) その他町長が必要と認める書類

(申請受付)

第7条 ふるさと三戸からの特産品の申請受付は、令和8年4月14日から開始するものとする。

2 申請期限は、令和8年5月15日とする。

3 ふるさと三戸からの特産品申請書を郵送で提出する場合は、前項に規定する申請期限当日必着とする。

4 前2項の規定にかかわらず、災害等やむを得ない事由により申請期限までに申請できなかったと町長が認めた場合は、申請期限を延長することができる。

(ふるさと三戸からの特産品に関する周知等)

第8条 町長は、ふるさと三戸からの特産品の贈呈に当たり、対象者の要件、申請方法、申請受付開始日等の事業の概要について、ホームページに掲載するほか、チラシの配布その他の方法により町民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 町長は、対象者から第7条第2項に規定する申請期限までにふるさと三戸からの特産品申請書が提出されなかった場合、当該対象者がふるさと三戸からの特産品の贈呈を辞退したものとみなす。

(返還)

第10条 町長は、偽りその他不正な手段によりふるさと三戸からの特産品の贈呈を受けた者に対し、その要した費用相当額を請求することができる。

(その他)

第11条 この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月13日から施行し、令和9年3月31日限り、その効力を失う。